

平成二十九年二月十日提出
質問第六一號

UNMISSと南スーダン政府軍の戦闘事態に関する質問主意書

提出者
階
猛

UNMISと南スーダン政府軍の戦闘事態に関する質問主意書

南スーダンにおいて、南スーダン政府軍による国連施設に対する攻撃や民間人に対する攻撃が度々報告されている。二〇一六年七月にはジュバで激しい戦闘があり、国連南スーダン共和国ミッション（UNMIS）には隊員の死亡を含む犠牲が出ている。南スーダンの情勢は依然として不安定であり、こうした事態が再度発生する可能性も想定しなければならぬと解する。これらに関して、以下を質問する。

一 二〇一六年七月の戦闘について、一部報道では南スーダン政府の情報相がUNMIS部隊と南スーダン政府軍の間での一時交戦があったとの認識を示したとされている。

1 南スーダンの情報相がこうした認識を示したという事実の真偽を政府は把握しているか。

2 政府として、七月にUNMISと南スーダン政府軍の間で一時交戦があったと南スーダン政府が認識していることを知っているか。

3 政府としても七月の戦闘事態に際して、UNMIS部隊と南スーダン政府軍の間での一時交戦があったとの認識を持っているか。

二 二〇一六年七月に発生したとされる南スーダン政府軍とPKOの部隊との間の交戦は「国家または国家

に準ずる組織」同士の武力衝突として、いわゆる「法的な意味での戦闘行為」に当たるものではないのか。

三 二〇一六年七月の戦闘では、UNMISSの関連施設が襲われてPKO隊員とそこに避難していた避難民が死亡している。今後、同様の事態、すなわち南スーダン政府軍による国連施設の攻撃が行われ、隊員及び民間人が襲われる事態が生じた場合、これに対して自衛隊は駆け付け警護や宿営地の共同防護の任務をすることは可能か。憲法上許されるか、及びPKO協力法等の法律上許されるのかの二点から、法的根拠とともにお示しいただきたい。

四 前項と同様、南スーダン政府軍による国連施設への攻撃があり、当該施設に自衛隊がいて攻撃を受けた場合、自衛隊がこれに対して応戦することは、憲法上及びPKO協力法等の法律上認められるか。

五 南スーダン政府軍による民間人に対する攻撃や暴行の事例は数多く報告されている。庇護を求めてPKO活動中の自衛隊の管理下に入った民間人に対し、南スーダン政府軍が攻撃を加えた場合、自衛隊は武器使用を伴って民間人の保護を行うことができるか。憲法上許されるか、及びPKO協力法等の法律上許されるのかの二点から、法的根拠とともにお示しいただきたい。

六 前二項に定めるような事案が発生した場合においても、引き続き自衛隊のPKOへの派遣要件は満たされるか。

右質問する。